

# 土地基本法改正に伴う 公用地境界管理業務

令和2年から土地所有者に境界管理義務が課せられました  
公用地も例外ではありません



## 土地表題登記のお手伝い

令和2年4月1日、土地についての基本理念に係る責務を明らかにするために**土地基本法が改正施行**されました。この改正により国及び地方公共団体は、土地に関する施策を総合的に策定する責務が課せられました。そのためには、**法定外公共物等**についても**境界確定**を行い、**土地表題登記**を行うことにより、境界が明確になり災害時の復旧・復興や地域の活性化に繋がります。

### 土地基本法（一部抜粋）

#### 第六条（中略）

- 2 土地の所有者は、（中略）、**その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるよう努めなければならない。**

第十三条 国及び地方公共団体は、（中略）土地の**境界の明確化**その他必要な措置を講ずるものとする。

公嘱協会の社員は**全員が土地家屋調査士**であり、専門的な知識と高度な能力を有し、地域の慣習や境界（筆界）の状況に精通しています。これを活用し業務を行っています。

# 土地基本法改正に沿った事業の提案

～譲与を受けた法定外公共物等の土地表題登記の促進を提案します～

- 土地の表題登記をすることにより、官民境界が明確になり、万一の災害時における迅速な復旧・復興にも役立ち、市民生活の安定向上と経済活動の発展に繋がります。
- 国土調査法第19条第5項を活用し、地図を備え付けることで国からの補助金が受けられます。
- 地籍整備推進調査費補助金は、測量・調査を実施する地域が以下の条件を満たす場合に申請することができます。



## ◆地籍整備推進調査費補助金の調査対象地域

地籍整備推進調査費補助金は、測量・調査を実施する地域が以下の条件を満たす場合に申請することができます。

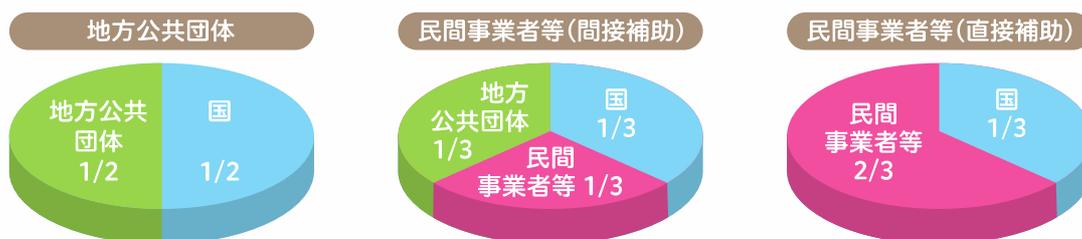
- ①人口集中地区または都市計画区域であること。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く。
- ②調査実施計画に位置付けられた一調査実施地区あたりの面積が500㎡以上であること。

※『地籍整備推進調査費補助金制度要綱』第3から抜粋

## ◆地籍整備推進調査費補助金の補助率

- ①実施主体が都道府県または市区町村の場合……調査費用の1/2以内
- ②実施主体が民間事業者等の場合
  - (1)間接補助の場合……調査費用の1/3以内かつ地方公共団体の補助額の1/2以内
  - (2)直接補助の場合……調査費用の1/3以内

※『地籍整備推進調査費補助金制度要綱』第6、第7から抜粋



『国土調査法第19条第5項指定の手引』令和2年9月改訂版 国土交通省不動産・建設産業局地籍整備課 より抜粋

土地家屋調査士は土地の表示に関する登記の唯一の専門家です。  
「土地基本法改正に伴う公用地境界管理業務」について、  
公嘱協会にご相談ください。



公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒514-0035 三重県津市西丸之内 21 番 19 号

電話番号：059-226-0863 FAX 番号：059-229-7629

メールアドレス：kst-mie@cello.ocn.ne.jp